

みなさんこんにちは、税理士の今西です。第2回目の今回も引き続き消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）についてご説明したいと思います。前は概要、税率、どのような方が申告する義務が生じるのかについて簡単に解説いたしました。今回は国内における取引のうち、どのようなものに消費税が課税されるのかについてご説明したいと思います。なお輸出免税取引等の輸出入に関するものは割愛させていただきます。

## 1 課税の対象となるもの

消費税はどのような取引において課税されるのでしょうか。わが国の消費税は、課税対象（税金がかかる取引）を「資産の譲渡等」と大きく規定しています。これがどういう意味かは、その条文を見ながら考えてみたいと思います。

消費税法4条（課税の対象）

「国内において事業者が行った**資産の譲渡等**には、この法律により、消費税を課する。」

消費税法2条8項（資産の譲渡等の定義）

「事業として対価を得て行われる**資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供**を言う。」

こう言うと小難しくなってしまうますが、中身は以外に簡単です。まずは上記の条文を分解してみましょう。そしてひとつずつ紐解いていきたいと思います。

国内において行う取引（国内取引）であること

事業者が事業として行う取引であること

対価を得て行う取引であること

資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であること

大きく分けると上記の4つに分解されます。は簡単ですね。消費税は国内において行われる消費に着目して課税されるものなので、海外での取引では当然課税されません。

は事業者が行ったものにしか課税しないという意味です。事業とは反復継続的に行うことを指すので、例えば事業を行われていない一般のサラリーマンが乗用車（家事用資産）を売却したとしても消費税等の課税対象にはなりません。は無償（タダ）による取引は原則として課税の対象とはしませんよという意味です。では最後のはそのままですが、資産（消費税における「資産」は取引の対象となる一切の資産をいい、権利その他の無形資産も含みます）の譲渡、貸付け及び役務（サービス）の提供をした場合には消費税を課税しますよということです。

換言すれば、日本国内において 資産を売った、貸した及びサービスの提供をした場合等に それが商売上で行った取引で タダじゃない取引であれば消費税が課税され

ますよということです。この要件に該当する取引を「課税売上げ」といいます。

また、このように課税の対象を非常に大きく規定しているのですが、保険金、寄付金、見舞金、損害賠償金などの上記に該当しない取引もあります。そのような取引を「課税対象外取引（不課税取引）」といいます。

## 2 非課税取引

1 でみたように、消費税法においては課税対象を包括的に規定しています。消費行為に広く薄く課税するという消費税創設の趣旨から考えれば、課税対象から外れる取引を設けることはあまり適当ではありません。しかし、消費税としての性格上課税の対象としてなじみにくいものや、社会政策的配慮により課税することが適当でない取引も多くあります。そのような取引については消費税法6条1項（別表第1）において非課税取引として列挙されています。ではその中身について簡単に見てみましょう。

税の性格から課税対象とならないもの	
土地の譲渡及び貸付け	有価証券、支払手段等の譲渡
貸付金の利子、保険料等	郵便切手類、印紙等の譲渡
行政手数料等、国際郵便為替、外国為替取引	
社会政策的配慮によるもの	
社会保健医療の給付等	介護保険サービスの提供及び介護福祉事業によるもの
助産に関するもの	火葬料、埋葬料
身体障害者用物品の譲渡等	学校の授業料、教科用図書の譲渡等
住宅の貸付け（旅館業による資産の貸付けを除く）	

通常の事業においてあまり馴染みのない項目も多いので、間違いが多い点だけご説明したいと思います。

まずは土地の譲渡及び貸付けです。土地は使い減りしないので消費の対象とはいえず、売却した場合において消費税は課税されません。また貸付けについても同様です。ですが貸付期間が1ヶ月に満たない場合や、駐車場として貸付けた場合等には課税売上げとなりますのでご注意ください。

住宅の貸付けについては、国民の生活に直接関係しているものであることから、社会政策的配慮により非課税とされています。非課税となる部分は「住宅」として貸付けた場合のみであることから、賃貸している物件で店舗などの事業用として貸付けている部分には当然消費税が課税されますので、不動産収入がある方はご注意ください。なお土地の貸付けの場合と同様に、貸付期間が1ヶ月に満たない場合には課税売上げとなります。